

「矯正施設見学会」実施

令和5年6月23日(金)13時30分から播磨社会復帰促進センターにおいて、登録後1年以内の協力雇用主を対象として見学会を開催し、9社15名の方に参加をいただきました。

センター長から施設の概況について説明を受けた後、施設内見学が開始されました。単収容室をはじめ浴室、調理室等の施設、そして生産工場と呼ばれる計11か所の作業場で作業が行われていました。その内の一室では、約40名の受刑者がパソコン研修を受講中であり、各自が専用のデスクトップパソコンを貸与され、エクセル・ワードの分厚いマニュアルを見ながら講師の説明に集中していました。

意見交換会では、「職業訓練生161名が資格試験を受験し、153名が合格した。」「所内のどの作業に就くかについては、本人の希望も考慮して決めている。」「収容先とされる矯正施設は、拘置所収容中に受けた実刑判決が確定した後、大阪矯正管区が決定する。」「満期釈放で就労しても短期間でやめる人が多いが、その後に本人が消息不明となり支援も出来なくなります。」等様々な意見をいただきました。

最後に、研修参加者から、受刑者が熱心に職業訓練に取り組んでいる姿を目の前にし、出所後の就労に獲得した技能を生かしつつ、雇用を通じて更に技能を伸ばしていってくれると就労の定着につながることから、素晴らしい制度であり、さらに発展させて欲しいとの要望がありました。



「協力雇用主研修会」実施

今回は、特に対象者の雇用実績が無い協力雇用主を中心に、雇用上の留意点を認識していただくことを狙いとして、下記のとおり研修を開催しました。

日時：令和5年7月6日(木)13時30分～16時、

場所：兵庫県民会館、参加者数：7社7名

- 内容：① 「職場適応・定着のために」の解説 神戸保護観察所 三角統括観察官
② 「矯正施設の就労支援全般について」 コレワーク近畿 高橋矯正専門職
③ 「コレワークの役割と利用方法」 コレワーク近畿 吉田就労支援スタッフ

①では、職場に定着させるためのノウハウについて、②では、男女・年齢等様々な対象者を区分して収容する各矯正施設があることや社会復帰に向けての仮釈放制度の概要等について、③では、コレワークの活動の概要について説明していただきました。

意見交換会では、対象者を1人前の人格の持ち主として接したことにより、「人間らしく扱ってもらったのは初めてだ。」と感激され、現在も意欲を出して就労してくれているとの報告があり、一同から賛辞を受けておられました。



◆お知らせ◆

特定非営利活動法人 兵庫県就労支援事業者機構のホームページを開設いたしました。

下記、URLをご参照下さい。

URL：<http://www.hyogo-syurou.com>

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構

発行 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル3階301
TEL: 078-855-6252
URL: <http://www.hyogo-syurou.com>



刑務所出所者等就労支援事業について



神戸公共職業安定所 専門援助第二部門
統括職業指導官 田邊 美代子

平素から、当所の業務運営とりわけ刑務所出所者等就労支援事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

刑務所出所者等就労支援事業は、平成18年度から、刑務所出所者等の就労確保のため、全国のハローワークと矯正施設、更生保護機関等が連携し、刑務所出所者等への就労支援を実施しており、ここ数年は、年間に3,000件を超える就職に繋がっています。

また、本年3月17日には、「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づく「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくこととされたところです。

このような中、ハローワーク神戸では、全国のハローワークに申し込まれた求人及び刑務所出所者等の雇用により協力する協力雇用主から提出された「刑務所出所者等専用求人」をもとに、刑務所出所者等に対する職業相談・職業紹介を行うとともに、神戸保護観察所、兵庫県就労支援事業者機構と連携し、刑務所出所者等を対象に就労支援セミナーを開催し、採用面接の受け方や履歴書・職務経歴書の作成指導等を行っているほか、神戸拘置所と連携し、神戸拘置所内において、出所予定者に対する職業相談・職業紹介、企業面接会等を実施し、出所後の雇用の確保に努めています。

ハローワーク神戸が受理した「刑務所出所者等専用求人」の多くは、土木・建設関連の仕事という状況ですが、最近では、矯正施設内で経験した職業訓練を活かせる仕事を希望する出所者等も多く、また、受刑者の高齢化が進んでいることから、応募できる求人が限られてくるなど、年齢、心身の健康状態、個人の特性といった面を鑑み、多様な仕事の求人を確保することで、より多くの雇用に繋がるものと考えています。

我が国では、世界に例を見ない少子高齢化が進むなど、今後、労働力の減少が見込まれ、慢性的な労働力不足に陥ることが懸念される中、若年者、高齢者、外国人、障害者をはじめ、刑務所出所者等全ての労働者が社会経済活動の大切な担い手となるものです。

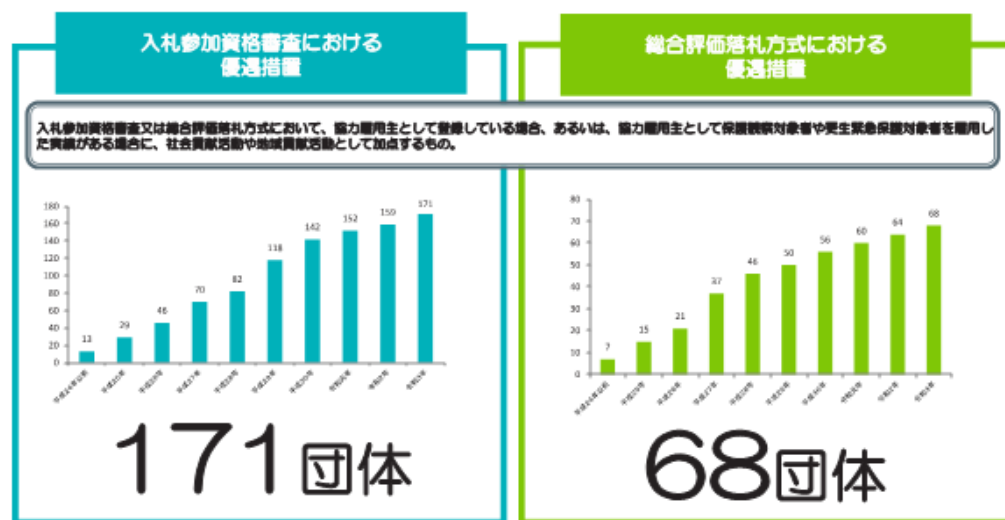
また、法務省の調査によりますと、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であった者であること、さらには、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高くなっていることから、不安定な就労が再犯リスクとなることは明らかであり、再犯の防止には、雇用の確保が非常に重要であると考えています。

事業主の皆様におかれましては、刑務所出所者等の雇用へのご理解をお願いしますとともに、雇用をご検討の際には、管轄のハローワークの求人担当部署までご一報いただきますようお願い申し上げます。

今後も、犯罪のない明るい社会になることを祈念いたしますとともに、関係機関との連携を密にし、刑務所出所者等就労支援事業に取り組んで参りますので、皆様には、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公共事業の入札に協力雇用主が参加し、 受注する機会が大きく増加しています。

1 公共事業等の入札について、協力雇用主を優遇する措置を導入する地方公共団体（以下「団体」という。）が徐々に増えています。全国の都道府県及び市区町村のうち、入札に参加する資格の審査について協力雇用主を優遇している団体は、平成26年に30団体であったのが、令和3年12月末現在171団体に増加しており、また、総合評価落札方式による落札者決定の評価について優遇している団体についても、平成26年に17団体であったのが、令和3年12月末現在68団体に増加しています。



※令和4年版再犯防止推進白書より抜粋して掲載

このように増加した原因としては、SDGsの推進という全世界的な潮流の中、入札についても、単に価格のみで評価するのではなく、社会的貢献度も含めて総合的に判定するべきであるとの考えが浸透してきていることに加え、協力雇用主会や地区保護司会の皆様による地元自治体に対する地道で献身的な陳情等のお陰であり、その成果とご労苦につきまして心より敬意を表する次第です。

2 兵庫県の優遇について説明します。兵庫県は全国の団体に先駆け、平成22年度に県が実施する建設工事等において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、入札の参加要件である「技術・社会貢献評価数値」に加点する制度を採用しました。その後、総合評価落札方式による落札者決定時の評価においても優遇を拡大するとともに、刑務所出所者等を雇用した場合にも加点する制度を採用し、さらに雇用した事業主であれば協力雇用主に限らず優遇するように拡大しています。

また、兵庫県は、雇用した事業主と30万円以上の下請負契約（県発注工事に限定せず。）を締結した事業主にも同様の優遇を認める措置を設けており、現在においても全国の団体において最も先進的な優遇を維持し続けています。

なお、優遇を受けるには、指定された期間についての雇用実績を証明した証明書を提出する必要があり、保護観察対象者等については、神戸保護観察所長による証明書、刑務所出所者等については、大阪矯正管区長による証明書が必要です。

3 兵庫県下の市区町村では、明石市、尼崎市、川西市、神戸市、西宮市、姫路市、宝塚市などが、公共事業の入札で協力雇用主を優遇しています。優遇の内容や申請の時期・方法などはそれぞれ大きく異なりますので注意してください。申請書は、各団体のホームページからダウンロードするか作成する必要があります。不明な点は、各団体の契約課にお問い合わせください。



職に就く

保護司 K氏

伯父夫婦の小さな畑を土日の休日は手伝っているその対象者は、会社勤務で落ちつき出したところに「農業がしたい」と言い出しました。ハローワークへ同行し、担当の方とのやりとりを聞いているのとは事情が違います。農業をされている方に尋ねると、営農組合やJAの支店で人手のほしい時は募集しているとのこと。徒歩通勤で車を持たない本人には自宅からその田んぼ、畑までの通勤手段が整いません。街中から10分も車で走れば、田んぼ、畑の豊かな所なのに、規約・規則は必要ながら、信じて土日だけ雇ってあげてほしいと思いつき何か方法はないものか…の日々の中「兵庫県就労支援事業者機構発行・更生保護就労支援だより」が目にとまりました。

その中に絆プロジェクトとして協力雇用主M社の「3年後の農業経営者を目指して」と題して淡路島での農業への人材育成についての記事がありました。HPを開いてみると、みずみずしそうなキャベツをほおぼっていたり、特産の玉ねぎをかかげての写真。農業への意気込みがいきいきと書かれているではありませんか。同時に本人への主任官の面接があり、指導を受け、その大規模農場のご紹介と現地の見学をさせて頂けることになりました。

結果的には、残念ながら就職には至らなかったのですが、「自分の住んでいる所では見たことのない広さ、広大な農地だった。これから将来に向かって考えてみたい。」と希望ある言葉を書いてくれました。普段とは違う風景・景色をみられ、「来てくれるのを待っているよ。」と言ってもらえた喜びを心に持ち、しばらくして保護観察は終了しました。本人の夢と希望が叶いますようにと願います。

次のA君は、「高校なんか行くものか」と母親にどなり、仲間や先輩を頼っての職探し。ハローワークにもお世話になりました。やっと見つけて喜んだのも束の間、次の面接日には、無職の生活を繰り返していたある時、「世の中には差別があった。名前を呼ばないで、オイッ！^{チュウ}中ソツ！オイッ！^{チュウ}中ソツ！」と言われる。「学力差別という差別やと思う。オレは定時制高校に絶対行くゾ！」と心決め、高倍率の入試に合格。保護観察は終了しました。

それから三年後、思いがけず母親から「おかげ様で高校は三年で卒業しました。今は背広を着て会社勤めをしております。一戸建を購入し他市にすんでおります。」との電話かあり輝く本人を想像しました。

就労支援の主役は、協力雇用主！

（多様な職種の方のご参加をお待ちしています）

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL：078-351-4015



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホゴちゃん